

## 株式会社ケーブルネット鈴鹿 CNS光サービス加入契約約款

株式会社ケーブルネット鈴鹿（以下、「CNS」といいます。）と、CNSが設置する光ファイバー設備によりCNS光サービスの提供を受ける者（以下、「契約者」といいます。）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます。）は、次の条項によるものとします。

### 第1条（約款の適用）

CNSは、契約者に対しCNSが別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下、「ネット約款」といいます。）、CNS光テレビコース加入契約約款（以下、「光テレビ約款」といいます。）、CNSドコモ光向けインターネットサービス利用規約、ケーブルプラス電話サービス契約約款、IP電話サービス（ケーブルライン）契約約款（以下、「電話約款」といいます。）、CNS無線ルーターサービス規約、カスペルスキー利用規約、CNS光サービス料金表（以下、「料金表」といいます。）、ならびにこのCNS光サービス加入契約約款（以下、「本約款」といいます。）に基づき、CNS光サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。ネット約款、光テレビ約款、電話約款に定められた事項と本約款に定められた事項に矛盾がある場合は、本約款を優先します。特段断りがない場合は、ネット約款、光テレビ約款、電話約款に準じます。

- 2 本サービスの加入を条件とし、オプションとして光専門チャンネルサービスを提供します。光専門チャンネルサービスについては、光専門チャンネルサービス加入契約約款が適用されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本約款においては次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
セットトップボックス	本サービスで利用する専用端末
ACAS	4K8K放送に対応した限定受信方式が組み込まれたICチップで、セットトップボックスに搭載されることによりセットトップボックスを制御する。
C-CASカード	セットトップボックスに挿入することにより、CS放送を管理・制御するICカード。
ハイブリットキャスト	日本国内で展開されている放送通信連携サービスの一つであって、テレビで放送中の番組と直接関係するコンテンツをインターネット回線を使い、インターネット様式でかつ放送番組と同期、連動させて提供するサービス
業界ACS	セットトップボックス対応の遠隔端末管理システム
トランスモジュレーション	ケーブルテレビ局が受信した地上デジタル放送を、ケーブルテレビに適した方式に変換して再送信する方法のこと。特殊な信号に変換されて配信されるため、一般のテレビ等で視聴するには専用のセットトップボックスが必要。
パススルー	ケーブルテレビ局が受信した地上デジタル放送を、変換せずにケーブルテレビで再放送する方法のこと。
おうちWi-Fi	CNS無線ルーターサービス
端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備（D-ONU、V-ONU、HGW等のこと。）ただし、CTYが別途、定める建物に対しては、電気通信設備（V-ONU）の設置は行いません。
加入契約申込書	CNSが定める加入契約申込書。または、加入契約申込書の内容をCNSが別に定める方法で記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）
名称変更	婚姻、離婚等を理由とする氏名の変更または法人（個人事業主を除く）の商号変更
包括承継	相続または法人の合併もしくは会社分割に伴う契約者の主体の変更
一定要件を満たす特定承継	以下のうち、いずれかをいう。 ①契約者とその配偶者または2親等以内の血族または姻族に本約款規定のサービスに係る債権債務を譲渡する場合 ②法人の解散、清算等により、その代表者が本約款規定のサービスに係る債権債務を承継する場合

### 第3条（サービスの内容）

CNSはサービス提供区域において、本サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持及び運営にあたるものとします。また、契約者に以下の本サービスを提供します。本サービスは、光ファイバー設備を使用して提供する放送、通信一体型のサービスです。

サービス内容			
セットトップボックス	双方向対応、録画HDD内蔵、BS・CS・satonoka4K対応、ハイブリットキャスト対応、ACS制御、リモート視聴対応、別紙2-1～別紙2-3に定める各チャンネルサービス		
インターネット	最高通信速度1Gbpsまたは10Gbps		
4K8K衛星放送	トランスモジュレーション・パススルー		
セットトップボックス有り	ギガレギュラー	ギガライト	ギガBS
セットトップボックス無し	ギガベーシック		
電話	ケーブルプラス電話・ケーブルライン		
セキュリティ	端末ライセンス5台または端末ライセンス1台いずれかのセキュリティ		
おうちWi-Fi	有り		

- 2 CNSが提供する本サービス内のチャンネル、サービスは、その組み合わせが変更され、また終了する場合があります。これらの場合、CNSはその変更または終了及び、これらにより生ずるあらゆる事項についての責任は負いません。

- 3 CNSが別途、定める建物に対しては、ギガベーシックならびにBS・CS放送（パススルー）、4K8K衛星放送（パススルー）はサービス提供いたしません。

#### 第4条 (契約の単位)

CNSは、契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人に限ります。

#### 第5条 (サービスの利用開始日)

CNSが設置工事をした日をサービス利用開始日とし利用開始日の翌月1日を本サービスの課金開始日とします。

#### 第6条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は課金開始日より1年間とします。

- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合、CNSが別に定める方法により、解約違約金を一括してお支払いいただきます。

#### 第7条 (提供条件)

本サービスはCNS光インターネットサービス利用者(最高通信速度1Gbpsまたは10Gbpsいずれかのコース)、ドコモ光タイプC利用者(最高通信速度1Gbpsコースまたは10Gbpsいずれかのコース)に限り提供します。

- 2 サービスは放送、通信一体型のサービスとなり通信部分を除いた放送サービスのみの提供は出来ません。

#### 第8条 (契約申込み方法)

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載したCNS所定の加入契約申込書または当社が別に定める方法で記録した電磁的記録に所要事項を記載しCNSに提出、または加入申請していただきます。

- 1) 料金表に定めるCNS光サービスのコース名等
- 2) 契約者回線の終端とする場所
- 3) その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

#### 第9条 (契約申込みの承諾)

加入契約は、契約者が予め本約款を承諾し、第8条に定める契約申込み方法により申請し、CNSは、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、CNSは、CNSの業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、CNSは、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

- 2 CNSは、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 CNSは、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務(本約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - (3) 契約の申込をした者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に属すると判明したとき。
  - (4) その他契約申込者が本約款に違反したことがあるなど、本約款に違反するおそれがあると認められる相当な理由があるとき、ならびにCNSの業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 契約者は、CNSの業務を行うための施設の設置について、予め地主・家主その他の利害関係人の承諾を得ておくものとし、これに関し、後日問題が生じた場合であっても、CNSは、一切の責任を負わないものとします。
- 5 CNSは、契約の申込者に対し、放送法第150条の2第1項および電気通信事業法(以下、事業法といいます。)第26条の2第1項で交付を義務づけられている書面(以下、この書面を「契約書面」といいます。)を発送します。同書面の到着又は電気通信役務の提供のいずれか早い方をもって、契約の申込みに対する承諾の通知の到達とみなします。

#### 第10条 (サービス内容の変更)

契約者は、料金表に規定する本サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条(契約申込みの方法)及び第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入契約申込書の所要事項の記入捺印を省略し、CNSが別に定める方法で記録した電磁的記録に所要事項を記載しCNSに提出、または変更申請、及び電話等によりCNSに申し込むことができるものとします。
- 3 基本コースの変更日は、CNSが変更申込を承諾した日の属する月の翌月1日とし、オプションチャンネルサービス及び追加サービスの変更日は、CNSが変更申込を承諾した日とします。

#### 第11条 (負担金等)

契約者は、CNSが定める料金表に従い、負担金、契約手続きに要する費用(事務手数料)、標準工事費(通常必要な工事費)及びその他の工事費等をCNSの指定する期日までに支払うものとします。ただし、契約者の引込施設を設置するためCNS施設に大幅変更等が必要となる場合、CNSは契約者と協議のうえ、別途追加負担金を請求することがあります。

- 2 契約者が、すでにCNSの有線電気通信設備による他のサービスに加入している場合、CNSは、加入契約に係る負担金及び工事費等を減額することがあります。
- 3 開始した工事の完了前に解除等があった場合、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があった時までに履行された部分について、CNSが別に算定した額を負担していただきます。

#### 第12条 (施設の設置及び費用の負担等)

CNSの業務に必要な施設の設置工事並びに保守は、CNSまたはCNSの指定する業者が行うものとします。

- 2 CNSは、放送センターからクロージャまでの施設を設置し、これを所有するものとします。契約者は、クロージャの引込端子から端末接続装置までの施設の設置およびセットトップボックスの設置に要する費用を負担するものとします。
- 3 契約者は、移設・増設工事等クロージャの引込端子から端末接続装置までの施設を改変する場合、または貸与したセットトップボックス、端末接続装置の移設を行う場合には、CNSにその旨を文書にて申し出るものとし、変更に必要な費用は契約者が負担するものとします。また、これにともなう工事は、CNSまたはCNSの指定する業者が行うものとします。
- 4 契約者は、CNSに無断でCNSの施設の改変工事等を行わないものとします。
- 5 第1項から第4項及び第11条1項にかかるサービスの提供に通常必要な工事費用を「標準工事費」といい、契約者は料金表の金額を支払うも

のとします。これらの工事において、特殊な建物や地形への対応及び契約者の各種変更の希望により追加費用が必要となる場合、契約者はCNSと協議のうえ、「その他工事費等」としてCNSに支払うものとします。料金表に掲載する以外に契約者の要望で追加工事を行う場合は、契約者は工事業者と相対でご契約いただきます。

6 工事の着手後完了前に解除等があった場合、契約者は、その工事に関して解除等があった時までに履行された部分について、CNSが別に算定した額を負担していただきます。

#### 第13条（利用の休止）

CNSは、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の休止（その契約者回線、セットトップボックス及び端末接続装置の撤去を行い、メールアドレス等の設定を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。この場合、セットトップボックス、インターネットのみでの利用はできません。以下同じとします。）を行います。なお、利用休止期間は、最長6ヶ月とします。

2 契約者は、利用の休止を希望する場合、CNS所定の方法により申込みものとします。また、その期間を変更する場合も同様とします。

3 前項の申込みをした場合、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金は、無料とします。

4 利用休止期間が6ヶ月間を経過した後、契約者が再利用の請求を行わない場合は、契約は解除されたものとします。

#### 第14条（契約内容の変更）

CNSは、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、CNSは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### 第15条（名義変更）

契約者は、次の各号いずれかに該当する場合に限り契約名義を変更することができます。ただし、次の各号以外の場合であってもCNSが変更を承認する場合はこの限りではありません。

- (1) 名称変更
- (2) 包括承継
- (3) 一定要件を満たす特定承継

2 前項第2号または第3号及び前項但書の場合は、新契約者が現契約者の未払金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。

3 契約者は契約名義の変更を希望する場合、CNS所定の書類によりCNSに届け出るものとします。

なお、CNSは、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があり、契約者はこれに応じるものとします。

4 新契約者は、旧契約者が負う一切の権利及び義務ならびにこれらに付随する債権債務を承継するものとします。

5 旧契約者と新契約者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、CNSには一切迷惑をかけないものとします。

6 名義変更の際、工事または調整が必要な場合は、新契約者はその実費を負担するものとします。

#### 第15条の2（権利譲渡等の禁止）

契約者は、前条（名義変更）による場合を除き、本約款規定のサービスの提供を受ける権利を第三者に承継、譲渡、質入れ、貸与等を行うことはできないものとします。

#### 第15条の3（不正使用の禁止）

CNSは、契約者が貸与されたセットトップボックスを第三者に貸与、質入れまたは譲渡（以下、「不正使用」といいます。）することを禁止します。不正使用した場合、契約者はCNSからの返還請求後、3日間以内に当該セットトップボックスを返却する義務を負います。

2 CNSは、前項の不正使用に関し、契約者に損害賠償請求できるものとします。また、前項の返却期間を経過しても貸与されたセットトップボックスの返却がない場合は、当該セットトップボックスの代金相当額を請求できるものとします。

#### 第16条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをCNSが別に定める本サービス取扱所に、CNS所定の方法により通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、CNSは、CNSに帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、CNS施設撤去に伴う費用及び契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 第1項の場合、CNSは、契約者に対し、前項に定める費用のほか、以下の費用等のうち未決済のものについて、請求できるものとします。

- 1) 初期導入費（このうち契約締結に際する書面作成費用、契約内容や利用者情報を顧客管理システムへ登録するための費用等を「事務手数料」といいます。）
- 2) 工事に関する費用（第24条が規定する標準工事費用及び同条に規定する特殊工事に関する費用）
- 3) 契約解除までに提供されたサービスの利用料等（①解除対象の電気通信役務（付加的機能を含む。）の利用料、②①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随的有償継続役務の利用料等）
- 4) 第27条の利率に基づく遅延損害金
- 5) 第6条2項に定める利用料相当額の金銭
- 6) 違約金等（①解除対象の電気通信役務（付加的機能を含む。）の違約金、②①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随的有償継続役務の違約金等）

4 前項の費用等のうち、事務手数料、工事費用及びサービス利用料等については、解除の結果割引及びキャンペーンの適用条件を満たさなくなった場合、CNSは契約者に対し契約開始時に遡って割引及びキャンペーンの適用前の通常料金を請求できるものとします。一定の月の途中で契約者が契約解除をした場合、CNSが契約者に対しサービス利用料を請求するときの請求額は、第23条の規定に基づき算出した額とします。

#### 第16条の2（初期契約解除）

事業法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、契約者は、契約書面を受領した日から起算して8日以内は、書面をもって本契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます。）ができ、その効力は解除する旨の書面（以下、「初期契約解除書面」といいます。）を発信したときに生じます。書面がCNSに到着する前に工事が行われることを防止するため、契約者は、CNSの工事開始前に初期契約解除書面を発信した場合、速やかに、CNSに対し、電話等にて、同書面を発信した旨を通知するものとします。また、解除連絡が間に合わず、CNSの委託を受

けた工事業者が解除対象の工事の施工の為、契約者の指定した場所を訪問したときには、契約者は、その工事業者に対し、工事は不要との意思を明示しなければならないものとします。

- 2 CNSが、初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、契約者が改めて初期契約解除を行うことができる旨記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、契約者は、本契約を解除できます。
- 3 契約者が契約解除を求める書面の宛先及び記載例は、別紙1の通りです。
- 4 第16条第2項から第4項の規定は、初期契約解除の場合に、これを準用します。ただし、CNSは第6条2項が定める額を請求することはできません。事務手数料及び標準工事費用については、対価請求告示（総務省の「初期契約解除に伴う対価請求の上限額を定める告示」）の掲げる上限額の限度で、請求できるものとします。CNSが契約者に対し請求できる遅延損害金は、法定利率を上限とするものとします。
- 5 本契約の初期契約解除の時点で、CNSが既に金銭等を受領している場合には、CNSは、これを契約者に返還します。ただし、CNSは、第4項に基づきCNSが契約者に対し請求できる額を上限として、金銭等を返還しないことができます。
- 6 変更契約を契約者が初期契約解除をした場合に、CNSが変更契約成立前の契約状態を回復させるのが適切であると判断した契約は、変更契約成立前の契約状態が回復するものとします。

#### 第16条の3（契約者が行う特定解除契約の解除）

電気通信役務契約の締結に付随して締結された他の契約に、電気通信役務の解除（初期契約解除も含む）に伴って自動的に契約解除されない契約（以下、「特定解除契約」といいます。）があります。契約者が特定解除契約を解除するには、当該特定解除契約の定めるところによるものとします。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

CNSとの各種契約申込やCNSが提供する各種サービス等（以下、これらの契約申込やサービスを総称して「契約」といいます。）は、第9条2項（3）のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条2項（3）の一にでも該当するとCNSが判断する場合には、CNSは契約の開始をお断りするものとします。

#### 2（契約の停止、解約）

次の各号の一にでも該当するとCNSが判断し、契約者（この規定においては契約にかかる代理人及び保証人を含みます、以下同じ。）との契約を継続することが不適切であるとCNSが判断する場合には、CNSは契約者に通知することなく契約を停止し、または契約者に通知することにより契約を解約することができるものとします。この解除によって生じた損害については、CNSはその責任を負いません。また、この解約によりCNSに損害が生じたときは、契約者はその損害額をCNSに支払うものとします。

- (1) 契約者が契約時にした表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- (2) 契約者が暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。
  - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜や財産を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合。
  - イ. 暴力的な要求行為。
  - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてCNSの信用を毀損し、またはCNSの業務を妨害する行為。
  - ホ. その他、イ～ニに準ずる行為。

#### 第18条（CNSが行う契約の解除）

CNSは、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- 1) 第20条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
- 2) 電気通信回線の地中化等、CNSまたは契約者の責めに帰することができない事由によりCNSの電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができないとき
- 2 CNSは、第20条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実がCNSの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- 3 CNSは、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 4 共同住宅等の共聴施設により契約者がサービスを受ける場合において、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合、契約者に生じた損害についてCNSは責任を負いません。
- 5 第16条第2項から第4項の規定は、本条に基づきCNSが契約の解除をする場合に準用します。

#### 第19条（利用中止）

CNSは、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- 1) CNSの電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき

2) 第21条(利用の制限)の規定により本サービスの利用を中止するとき

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、CNSは、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

3 前2項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第20条(利用停止)

CNSは、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内でCNSが定める期間(本サービスの料金その他の債務(この約款により支払いを要することとなったもの)に限り、以下本条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、本サービスの利用を停止することがあります。

1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過後、CNSが指定する料金収納事務を行う事業以外において支払われた場合であって、CNSがその支払いの事実を確認できないときを含みます。)

2) 契約の申込みにあたって、CNS所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき

3) 第28条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき

4) 事業法または事業法施行規則に違反してCNSの電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線またはCNSの提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

5) 事業法または事業法施行規則に違反してCNSの検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき

6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関するCNSの業務の遂行若しくはCNSの電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき

2 CNSは、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

#### 第21条(利用の制限)

CNSは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 CNSは、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるCNS所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

4 CNSは、契約者がCNS所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

5 CNSは、通信が著しく混雑、または混雑が生じる可能性がある場合、ネットワーク全体の品質を確保するため、帯域制御を実施することがあります。

6 前3項のほか、契約者がCNSの電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

7 1項及び、3項から6項の措置は一時的に行うもので、これらの措置は混雑状態が緩和され次第、解除します。

制御が行われる条件等については、ホームページに記載します。

#### 第22条(料金の適用)

CNSが提供する本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、口座振替もしくはクレジットカード支払を原則とし、その他CNSと契約者との合意に基づく方法によるものとします。ただし、契約者が本約款に基づく料金の支払いを怠った場合は、CNSが指定する支払方法によるものとし手数料がかかる場合は契約者負担とします。

3 CNSは、原則として契約者に対し請求書、口座振替案内及び領収書の発行は行わないものとします。契約者が発行を希望される場合はCNSが別途定める発行費用を支払うものとします。

#### 第23条(利用料の支払義務)

契約者は、その契約に基づいてCNSが提供する本サービスの内容に応じて、料金表に規定する利用料または使用料(以下「利用料等」といいます。以下本条において同じとします。)の支払いを要します。支払いを要する利用料等の算定期間は次の通りとします。

##### 1) 利用料

利用開始日の翌月1日から起算して、契約の解除があった日の属する月の月末までの期間とします。ただし、利用開始日と契約の解除があった日の属する月が同月の場合、利用開始日から起算するものとします

##### 2) 付加機能使用料

利用開始日の属する月から起算して、契約の解除があった日の属する月の月末までの期間とします。ただし、利用開始日と契約の解除があった日の属する月が同月の場合、利用開始日から起算するものとします

2 株式会社WOWOW(以下、「WOWOW」といいます。)の有料放送サービスに関しては、別に契約者とWOWOWが、放送法に基づく契約を締結するものとします。

3. 本約款に定める料金には、放送法に基づく日本放送協会(NHK)の放送受信料及び衛星放送受信料は含まれておりません。

4. CNSが第3条に定めるセットトップボックスに関する業務を月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は減免するものとします。

5. CNSは社会経済情勢の変化に伴い、利用料を改定することがあります。その場合は、改定の1ヶ月前までに契約者に通知いたします。

#### 第24条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、本約款に規定する手続の請求を行いCNSがこれを承諾したときは、手続に関する料金(「事務手数料」を含む)の支払いを要しま

す。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の撤回があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、CNSは、その料金を返還します。

#### 第25条（工事に関する費用の支払義務）

契約者は、本約款に規定する工事の請求を行いCNSがこれを承諾したときは、料金表に定める本サービスの提供に通常必要な標準工事費の支払いを要します。特殊な建物や地形への対応、契約者の要望への対応等により生じた工事に関する費用等（「その他工事費等」といいます。）が発生した場合にも、同様です。ただし、工事の着手前にその契約の解除または請求の撤回（以下本条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、CNSは、その料金を返還します。

2 工事開始後完了前に解除等があった場合、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があった時まで履行された部分について、CNSが別に算定した額を負担していただきます。

#### 第26条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、CNSが別に定める方法により支払っていただきます。

#### 第27条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金としてCNSが別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 料金の支払遅延によりCNSが訪問集金した場合、契約者は、CNS既定の集金手数料を支払うものとします。

3 料金の支払遅延によりCNSが振込用紙を送付した場合、契約者はCNS規定の手数料を支払うものとします。

#### 第28条（利用に係る契約者の義務）

CNSは、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2 契約者は、CNSまたはCNSの指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3 契約者は、CNSが契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、CNSが義務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、CNSが契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6 契約者は、CNSが契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、CNSが指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### 第29条（セットトップボックス）

CNSは、契約者にセットトップボックス（リモートコントローラを含みます。）を貸与し、その使用料は利用料金に含まれるものとします。

2 契約者は、貸与されたセットトップボックスを故意または過失により破損あるいは紛失した場合、修復または補填に要する費用を負担するものとします。

3 契約者は、加入契約の解約あるいは解除・変更の場合、速やかに貸与されたセットトップボックスをCNSに持参し、返却するものとします。ただし、返却なき場合はCNSは契約者に当該セットトップボックスの代金相当額を請求するものとします。また、契約者の希望により、CNSが回収のため訪問した場合は、CNS規定の料金を支払うものとします。

4 ACASが内蔵されたセットトップボックスによりテレビを視聴する場合、ACAS番号により、利用サービスの登録または変更します。

#### 第30条（責任等）

CNSは、放送センターからクロージャまでの施設について、維持管理責任を負います。

2 契約者は、CNSが施設管理上必要となるサービスの一時停止を承認するものとします。

#### 第31条（免責事項）

CNSは、セットトップボックスならびに料金表に定めるスマート4Kボックス（ケーブルプラスSTB-2）における外付けハードディスクによる録画が正常にできなかった場合及び録画した内容が滅失した等の損害については、責任を負いません。

#### 第32条（便宜の提供）

契約者は、CNSまたはCNSの指定する業者が、施設の検査、修理を行うため、契約者の敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

#### 第33条（放送内容の変更）

CNSは、やむを得ない事由がある場合、放送内容を変更することができるものとし、それに伴う損害については責任を負わないものとします。

#### 第34条（故障）

CNSまたはCNSの指定する業者は、契約者からCNSの提供するセットトップボックスサービスの受信施設に異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要は措置を講ずるものとします。ただし、受信異常が、加入者の所有する受信施設及び受信機に起因する場合は、この限りではありません。

2 契約者は、CNSの提供するセットトップボックスサービスの受信施設に異常を来している原因が契約者の施設による場合は、速やかにその

施設を修復するものとし、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。この場合、CNSまたはCNSの指定する業者が故障原因の調査または措置に要した費用は、契約者の負担とします。

3 契約者は、契約者の故意または過失によりCNSの提供するサービス施設（貸与されたセットトップボックスを含みます。）に故障または紛失が生じた場合、その施設の回復に要する費用を負担するものとします。

#### 第35条（加入申込書記載事項の変更）

契約者は、申込書に記載した事項について変更を希望する場合には、CNS所定の文書またはCNSが別に定める方法で記録した電磁的記録に所要事項を記載し、申し出るものとします。ただし、サービス内容の変更については、第10条の規定によります。

#### 第36条（視聴情報の取得）

CNSは契約者のテレビ視聴行動や各番組・チャンネルの視聴率の把握・分析等を目的として、契約者の視聴情報を一定期間取得することがあります。

2 CNSは、前項により取得した視聴情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、個人情報には当たらない統計データとした上で、CCJグループ各社又は提携先の第三者等に提供することがあります。

#### 第37条（天災・事変などに関する事項）

施設には保安装置が設けられていますが、落雷その他CNSの責めに帰することができない事由により契約者のテレビジョン受像機及び受信機等機器が破損した場合、CNSはその責任を負いません。

2 天災・事変その他CNSの責めに帰することができない事由によりサービスの提供中止を余儀なくされた場合、CNSはその責任を負いません。

#### 第38条（個人情報の取り扱い）

CNSは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする法令及びガイドライン、また、この約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

2 CNSは契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

- 1) 契約者の確認や利便性の提供・向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、アフターサービス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、および料金請求や収納業務等のため。
- 2) アンケート調査およびその分析を行い、設備の保守および新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図り、あるいは集計・分析を行い、統計資料または匿名加工情報を作成するため。
- 3) 契約者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、CNSの各種サービス（番組情報等のレコメンドやターゲティング広告の配信を含む）・キャンペーン・イベントまたは業務提携先や第三者提供先等の商品やサービス等の情報を提供するため。

3 CNSは、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。

- 1) 予め契約者本人の同意を得た場合
- 2) 合併、会社分割、事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合であって、本条第2項、第3項に規定する利用目的の範囲内で当該個人情報を取扱う場合
- 3) 第三者が提供するサービスの案内や告知の実施のために、業界ACSを通じて、第三者に提供する場合

#### 第39条（管轄裁判所）

加入契約に係る係争については、津地方裁判所四日市支部又は四日市簡易裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とします。

#### 第40条（定めなき事項等）

本約款に定めがない事項その他本約款の規定に関し疑義が生じた場合、CNS及び契約者は、誠意をもって協議を行い、解決にあたるものとします。

#### 第41条（約款の変更）

CNSは以下の場合に、CNSの裁量で民法548条の4の規定により本約款を変更することができます。

- 1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - 2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 CNSは前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の一月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をCNSウェブページ（<https://cty-cns.jp/>）に広告します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。
- なお、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

付 則 CNSは、特に必要があるときは、本約款に特約を付することができるものとします。

- 2 本約款は、令和7年4月1日より施行します。
- 3 本約款は、令和4年6月30日以前の加入契約に適用されます。令和4年7月1日以降の加入契約には適用されません。

# 料金表

## 1. 月額利用料

基本コース名	月額利用料
CNS光ギガレギュラー	8,800円(税込9,680円)
CNS光ギガレギュラー あんしん自転車プラン	9,250円(税込10,175円)
CNS光ギガレギュラー Hul uパック	9,700円(税込10,670円)
CNS光ギガレギュラー あんしん自転車プラン Hul uパック	10,150円(税込11,165円)
CNS光ギガレギュラー10G	10,300円(税込11,330円)
CNS光ギガレギュラー10G あんしん自転車プラン	10,750円(税込11,825円)
CNS光ギガレギュラー10G Hul uパック	11,200円(税込12,320円)
CNS光ギガレギュラー10G あんしん自転車プラン Hul uパック	11,650円(税込12,815円)
CNS光ギガライト	7,800円(税込8,580円)
CNS光ギガライト あんしん自転車プラン	8,250円(税込9,075円)
CNS光ギガライト Hul uパック	8,700円(税込9,570円)
CNS光ギガライト あんしん自転車プラン Hul uパック	9,150円(税込10,065円)
CNS光ギガライト10G	9,300円(税込10,230円)
CNS光ギガライト10G あんしん自転車プラン	9,750円(税込10,725円)
CNS光ギガライト10G Hul uパック	10,200円(税込11,220円)
CNS光ギガライト10G あんしん自転車プラン Hul uパック	10,650円(税込11,715円)
CNS光ギガBS	5,800円(税込6,380円)
CNS光ギガBS あんしん自転車プラン	6,250円(税込6,875円)
CNS光ギガBS Hul uパック	6,700円(税込7,370円)
CNS光ギガBS あんしん自転車プラン Hul uパック	7,150円(税込7,865円)
CNS光ギガBS10G	7,300円(税込8,030円)
CNS光ギガBS10G あんしん自転車プラン	7,750円(税込8,525円)
CNS光ギガBS10G Hul uパック	8,200円(税込9,020円)
CNS光ギガBS10G あんしん自転車プラン Hul uパック	8,650円(税込9,515円)
CNS光ギガベーシック	4,800円(税込5,280円)
CNS光ギガベーシック あんしん自転車プラン	5,250円(税込5,775円)
CNS光ギガベーシック Hul uパック	5,700円(税込6,270円)
CNS光ギガベーシック あんしん自転車プラン Hul uパック	6,150円(税込6,765円)
CNS光ギガベーシック10G	6,300円(税込6,930円)
CNS光ギガベーシック10G あんしん自転車プラン	6,750円(税込7,425円)
CNS光ギガベーシック10G Hul uパック	7,200円(税込7,920円)
CNS光ギガベーシック10G あんしん自転車プラン Hul uパック	7,650円(税込8,415円)

なお、各コースでセットトップボックスを利用して視聴できるチャンネルは別紙2-1~2-3に記載の通りとします。

追加サービス	月額利用料
セットトップボックス2台目～	1,500円(税込1,650円)／台 ※ギガベーシックコースの場合は選択できません。
スマート4Kボックス (ケーブルプラスSTB-2)	500円(税込550円)／台 ※ギガベーシックコースの場合は選択できません。
CNS光4Kデジタルチューナー (パナソニック社製)	200円(税込220円)／台 ※ギガベーシックコースの場合は選択できません。
ケーブルプラス電話	1,330円(税込1,463円)／回線(1回線目は上記月額利用料に含む)
ケーブルライン	1,290円(税込1,419円)／回線(1回線目は上記月額利用料に含む)



## 2. 負担金

負担金(加入契約料)	20,000円(税込22,000円)
追加負担金(契約者の引込施設を設置するため、CNS施設に大幅な変更が必要となる場合)	契約者とCNSの協議による

## 3. 事務手数料

事務手数料	3,000円(税込3,300円)
-------	------------------

## 4. 工事費等

## 標準工事費

引込工事費	26,000円(税込28,600円)
宅内工事費①(通信用配線工事・D-ONU取付費)	13,000円(税込14,300円)
宅内工事費②(放送用配線工事・V-ONU取付費)	15,000円(税込16,500円)
宅内工事費③(電話用配線工事・HGW取付費)	15,000円(税込16,500円)
引込線撤去費	10,000円(税込11,000円) / 1本あたり
宅内線撤去費	10,000円(税込11,000円)
セットトップボックス標準取付費	7,000円(税込7,700円) / 台
スマート4Kボックス(ケーブルプラスSTB-2)標準取付費	8,000円(税込8,800円) / 台
セットトップボックス2台目以降同時申込取付費	4,000円(税込4,400円) / 台
セットトップボックス撤去工事費	5,000円(税込5,500円) / 台

## その他工事費等

特殊な建物や地形への対応等の追加費用	契約者とCNSの協議による
--------------------	---------------

## 5. 発行手数料

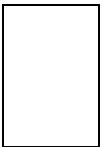
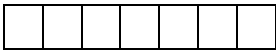
請求通知書発行手数料	300円(税込330円)
------------	--------------

※1回の発行あたり300円(税抜)となります。

※ 表記の税込価格は消費税率10%の価格です。消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は、変更後の税込価格で精算させていただきます。

(宛先) 〒510-0292 三重県鈴鹿市岸岡町1930番地 株式会社ケーブルネット鈴鹿 お客様相談窓口

(書面による解除の記載例)

	
<p>三重県鈴鹿市岸岡町1930番地 株式会社ケーブルネット鈴鹿 お客様相談窓口 行</p>	
<p>ご住所 ご契約者名 お電話番号</p>	

<p>契約書面受領日 〇〇〇〇年〇月〇日</p> <p>① 契約者番号 * * * * * * ② 〇〇サービス</p> <p>〇〇コース 〇〇プラン</p> <p>③ サービス利用基本料 月額 〇〇〇〇円 (税込 〇〇〇〇円)</p> <p>上記契約を解除します。</p>
---

○：視聴可、☆：パススルーのみで視聴可、×：視聴不可

	チャンネル名	CNS光ギガレギュラー	CNS光ギガライト	CNS光ギガBS	CNS光ギガベーシック
地上デジタル	東海テレビ	○	○	○	☆
	NHK Eテレ	○	○	○	☆
	NHK総合(津)	○	○	○	☆
	中京テレビ	○	○	○	☆
	CBCテレビ	○	○	○	☆
	メ〜テレ	○	○	○	☆
	三重テレビ	○	○	○	☆
	NHK総合(名古屋)	○	○	○	☆
	テレビ愛知	○	○	○	☆
	ライブチャンネル	○	○	○	☆
	コミュニティチャンネル	○	○	○	☆
4K8K衛星放送	NHK BSプレミアム4K	○	○	○	☆
	NHK BS8K	☆	☆	☆	☆
	BS日テレ4K	○	○	○	☆
	BS朝日4K	○	○	○	☆
	BS-TBS4K	○	○	○	☆
	BSテレ東4K	○	○	○	☆
	BSフジ4K	○	○	○	☆
	ショップチャンネル4K	☆	☆	☆	☆
4KQVC	☆	☆	☆	☆	
BSデジタル	NHK BS	○	○	○	☆
	BS日テレ	○	○	○	☆
	BS朝日	○	○	○	☆
	BS-TBS	○	○	○	☆
	BSテレ東	○	○	○	☆
	BSフジ	○	○	○	☆
	BS10	○	○	○	☆
	BS11	○	○	○	☆
	BS12 (トゥエルビ)	○	○	○	☆
	放送大学	○	○	○	☆
	BS松竹東急	○	○	○	☆
	BSよしもと	○	○	○	☆
専門チャンネル	スーパー!ドラマTV	○	○	×	×
	日本映画専門チャンネル	○	○	×	×
	D l i f e	○	○	×	×
	ザ・シネマ	○	○	×	×
	アクションチャンネル	○	○	×	×
	時代劇専門チャンネル	○	○	×	×
	KBS World	○	×	×	×
	ムービープラス	○	○	×	×
	映画・チャンネルNECO	○	○	×	×
	V☆パラダイス	○	×	×	×
	WOWOWプラス	○	×	×	×
	ファミリー劇場	○	○	×	×
	女性チャンネル♪LaLaTV	○	○	×	×
	ミステリーチャンネル	○	○	×	×
	ホームドラマチャンネル	○	×	×	×

## 別紙2-2

	チャンネル名	CNS光ギガレギュラー	CNS光ギガライト	CNS光ギガBS	CNS光ギガベーシック
専門チャンネル	GAORA SPORTS	○	○	×	×
	スカイA	○	○	×	×
	日テレータス	○	○	×	×
	ゴルフネットワーク	○	○	×	×
	J SPORTS 1	○	○	×	×
	J SPORTS 2	○	○	×	×
	J SPORTS 3	○	○	×	×
	スポーツライブ+	○	×	×	×
	MTV	○	○	×	×
	スペースシャワーTV	○	○	×	×
	歌謡ポップスチャンネル	○	○	×	×
	釣りビジョン	○	×	×	×
	囲碁・将棋チャンネル	○	○	×	×
	旅チャンネル	○	○	×	×
	MONDO TV	○	○	×	×
	ディスカバリーチャンネル	○	○	×	×
	ナショナルジオグラフィック	○	○	×	×
	アニマルプラネット	○	○	×	×
	日テレNEWS 24	○	○	×	×
	TBS NEWS	○	○	×	×
	CNN j	○	○	×	×
	日経CNBC	○	○	×	×
	NHK WORLD-JAPAN	○	○	○	×
	TBSチャンネル1	○	×	×	×
	TBSチャンネル2	○	×	×	×
	テレ朝チャンネル1	○	○	×	×
	テレ朝チャンネル2	○	×	×	×
	フジテレビONE	○	×	×	×
	フジテレビTWO	○	×	×	×
	日テレプラス	○	×	×	×
	キッズステーション	○	○	×	×
	カートゥーンネットワーク	○	○	×	×
	アニマックス	○	○	×	×
ディズニー・チャンネル	○	○	×	×	
ディズニージュニア	○	○	×	×	
ショップチャンネル 4K	○ (4K)	○ (4K)	○ (4K)	×	
4KQVC	○ (4K)	○ (4K)	○ (4K)	×	
ショップチャンネル	×	×	×	☆	
QVC	×	×	×	☆	
お天気チャンネル	○	○	○	×	
情報カメラチャンネル	○	○	○	×	
4K	s a t o n o k a 4K	○ (4K)	○ (4K)	○ (4K)	×

## 別紙2-3 オプションチャンネル・お好みチャンネル：

オプションチャンネル・お好みチャンネルを視聴するためにはセットトップボックスの設置及び別途、申込み及び視聴料金が必要となります。

オプションチャンネル・お好みチャンネル	月 額 【1台】
1. SPEEDチャンネル	900円 (税込990円)
2. BS10スターチャンネル	1,800円 (税込1,980円)
3. J S P O R T S 4	1,300円 (税込1,430円)
4. V☆パラダイス	900円 (税込990円)
5. 東映チャンネル	1,500円 (税込1,650円)
6. 衛星劇場	2,100円 (税込2,310円)
7. 釣りビジョン	1,200円 (税込1,320円)
8. フジテレビNEXT	1,800円 (税込1,980円)
9. フジテレビONE フジテレビTWO フジテレビNEXT	3チャンネルセット 2,100円 (税込2,310円)
10. グリーンチャンネル グリーンチャンネル2	1,000円 (税込1,100円)
11. 日経CNBC	900円 (税込990円)
12. M n e t	2,300円 (税込2,530円)
13. AT-X	1,982円 (税込2,180円)
14. KNTV	3,000円 (税込3,300円)
15. ゴールデンアダルトセット (レイボーチャンネル・ミッドナイトブルー・パラダイスTV)	3,000円 (税込3,300円)
16. TAKARAZUKA SKY STAGE	2,700円 (税込2,970円)
17. FIGHTING TV サムライ	1,800円 (税込1,980円)
18. アニマックス	600円 (税込660円)
19. ディズニー・チャンネル	600円 (税込660円)
20. 囲碁・将棋チャンネル	1,400円 (税込1,540円)
21. 時代劇専門チャンネル	700円 (税込770円)
22. 日本映画専門チャンネル	700円 (税込770円)
23. WOWOWプラス	700円 (税込770円)
24. 歌謡ポップスチャンネル	800円 (税込880円)

オプションチャンネル・お好みチャンネル	月 額 【1台】
25. ホームドラマチャンネル	712円 (税込783円)
26. テレ朝チャンネル1	600円 (税込660円)
27. テレ朝チャンネル1・2セット (テレ朝チャンネル1・テレ朝チャンネル2)	1,000円 (税込1,100円)
28. スカイA	1,000円 (税込1,100円)
29. 日テレジータス	900円 (税込990円)
30. 日テレNEWS24	480円 (税込528円)
31. 映画・チャンネルNECO	600円 (税込660円)
32. MONDO TV	800円 (税込880円)
33. KBS Wo r l d	700円 (税込770円)
34. GAORA S P O R T S	1,200円 (税込1,320円)
35. TBS NEWS	372円 (税込409円)
36. ディズニージュニア	600円 (税込660円)
37. 旅チャンネル	600円 (税込660円)
38. MTV	700円 (税込770円)
39. カートゥーンネットワーク	600円 (税込660円)
40. キッズステーション	750円 (税込825円)
41. J S P O R T S 4チャンネルセット (J S P O R T S 1・J S P O R T S 2・ J S P O R T S 3・J S P O R T S 4)	2,286円 (税込2,514円)
42. プラチナアダルトセット (プレイボーイチャンネル・レッドチェリー・チェリーボム)	3,000円 (税込3,300円)
43. TBSチャンネルセット (TBSチャンネル1・TBSチャンネル2)	1,000円 (税込1,100円)
44. レジャーチャンネル	900円 (税込990円)
45. スポーツライブ+	1,600円 (税込1,760円)
46. アクションチャンネル	800円 (税込880円)
47. ミステリーチャンネル	500円 (税込550円)
48. ナショナルジオグラフィック	714円 (税込785円)

オプションチャンネル・お好みチャンネル	月 額 【1台】
49. D l i f e	714 円 (税込 785 円)
50. ファミリー劇場	700 円 (税込 770 円)
51. スーパー！ドラマTV	700 円 (税込 770 円)
52. ムービープラス	600 円 (税込 660 円)
53. 女性チャンネル♪L a L a TV	600 円 (税込 660 円)
54. アニマルプラネット	682 円 (税込 750 円)
55. ディスカバリーチャンネル	800 円 (税込 880 円)
56. ザ・シネマ	700 円 (税込 770 円)

※ 業務目的に視聴する場合の料金は別途定めます。

※ 表記の税込価格は消費税率 10%の価格です。消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。